

福岡県公報

令 和 4 年 4 月 12 日
第 290 号

目 次

告 示 (第364号 - 第371号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) ……………	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格	(総務事務厚生課) ……………	4
公 告		
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保護・援護課) ……………	6
○競争入札者の資格等	(建築指導課) ……………	6
○一般競争入札の実施	(建築指導課) ……………	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	12

選挙管理委員会

○政治団体の令和2年分収支報告書の要旨の一部訂正	(行財政支援課) ……………	13
--------------------------	----------------	----

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部運転免許管理課) ……………	15
--------------------	---------------------	----

告 示

福岡県告示第364号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 新町
- 2 区域の所在地 田川市新町
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 16 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 16 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
田川市新町	3226 番 2	1 号
	3228 番 86	2 号
	3228 番 97	3 号
	3228 番 98	4 号及び 5 号
	3231 番 1	6 号
	3232 番 1	7 号から 9 号まで及び 11 号から 13 号まで
	3233 番 4	10 号
	3236 番 2	14 号
	3237 番 3	15 号
	3231 番 3	16 号

福岡県告示第 365 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により公示する

令和 4 年 4 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 馬渡
- 2 区域の所在地 八女市黒木町北木屋字馬渡
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 19 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 19 号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
八女市黒木町北木屋字馬渡	2487 番 1	1 号
	2485 番 3	2 号から 4 号まで
	2486 番	5 号及び 6 号
	2488 番 1 地先道路敷	7 号から 9 号まで
	2488 番 3 地先道路敷	10 号及び 11 号
	2465 番	12 号
	2427 番	13 号
	2469 番	14 号
	2471 番 1	15 号
	2475 番 1	16 号
	2478 番	17 号
	2483 番	18 号
	2485 番 1 地先道路敷	19 号

福岡県告示第 366 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
直 方 県 道	直 水 方 巻 線		前	直方市大字頓野3811番 1先から 直方市大字感田2354番 2先まで	8.0 ～ 25.0	3,041.9	
			前	直方市大字頓野3811番 1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧 北九鞍手夢大橋中央先 まで	7.1 ～ 34.6	7,243.3	うち一般国 道200号重 用延長405.2 メートル、 県道直方停 車場線重用 延長250.1メ ートル、県 道直方芦屋 線重用延長 6,408.5メー トル
			後	直方市大字頓野3811番 1先から 直方市大字感田2354番 2先まで	8.0 ～ 25.0	3,041.9	
			後	直方市大字頓野3811番 1先から 鞍手郡鞍手町大字小牧 北九鞍手夢大橋中央先 まで	7.1 ～ 34.6	7,243.3	うち一般国 道200号重 用延長405.2 メートル、 県道直方停 車場線重用 延長250.1メ ートル、県 道直方芦屋 線重用延長 6,408.5メー トル

福岡県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県 道	殖 木 地 線 入 甘 木		前	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで	4.7 ～ 11.6	180.0
			前	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで	5.0 ～ 21.2	190.0
			後	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで	10.3 ～ 15.0	180.0
			後	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで	5.0 ～ 21.2	190.0

福岡県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年4月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	殖 木 地 線 入 甘 木	朝倉市入地819番2先から 朝倉市入地1571番5先まで

福岡県告示第369号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木松末字片宗1146の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
砂防設備用地とするため

福岡県告示第370号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
糟屋郡宇美町大字宇美字大久保10の96
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、令和4年4月12日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号。以下「旧告示」という。）は、令和4年4月11日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示

により決定されたものとみなす。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ1に該当する者を除く。）
- 4 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- 5 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- 6 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 7 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

第2 入札参加資格

- 1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付の基

準は、知事が別に定める。

2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、入札参加資格を決定するものとする。

- (1) 従業員数
- (2) 年間売上高
- (3) 自己資本金
- (4) 流動比率
- (5) 経営年数
- (6) 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

第 3 入札参加資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格を得ようとする者は、知事が別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

競争入札参加資格審査申請書の提出期間は、毎年 7 月 1 日から同月末日までとする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（西暦奇数年をいう。）の 9 月末日までとする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 4 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

令和 4 年度漁業取締船「しんふう」、「げんかい」及び「つくし」用免税軽油
244,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 3 月 23 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社喜多村石油店
- (2) 住所
福岡市博多区東比恵一丁目 2 番 16 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,402,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和 4 年 2 月 8 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 4 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字西裏 520 番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑後市大字長浜185番地14

田中 みどり

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大字乙金68番24から68番27まで、68番29から68番117まで並びに乙金台3丁目107番11、107番17及び107番104から107番106まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市筒井四丁目4番17号

悠悠ホーム株式会社

代表取締役 内山 敏幸

公告

生活保護法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和4年4月12日から令和4年5月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事

2 競争入札参加者の資格

次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）

(4) 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課せられた者であって、当該届出の義務を履行していないもの

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(5) 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

(6) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、同法第3条第1項の規定

による許可を受けていない者

(7) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

(1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込期限の令和4年5月2日まで随時受け付ける。

(2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

ア 令和4年度の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」

イ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(4) 提出書類の販売場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）

(5) 提出書類の作成に使用する言語等

申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語が記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(6) その他

申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。

4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

土木一式工事

1 工事名

池町川 第二放水路（仮称）築造工事

2 施工場所

久留米市梅満町

3 予定工期

令和4年度から令和6年度まで

4 工事概要

工事延長

L=729.3m

泥土圧式シールド工（外径6.0m）

L=715.8m

発進立坑築造工（鋼製セグメント圧入工）

N=1式

到達立坑築造工（鋼製セグメント圧入工）

N=1式

5 入札を行う時期

令和4年度 第2・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県県土整備部企画課技術調査室

電話 092-643-3521

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字原388番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字原335番地

上村 絢子

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
加布里ショッピングセンター 糸島市神在1389番1外18筆	加布里ショッピングセンター 糸島市神在西一丁目1389番1外18筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ

たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー宝町店

(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 善導寺ショッピングセンター

(2) 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
---	--

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年3月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 みいまちショッピングタウン
(2) 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号 外 2 者
---	---

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和4年3月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 久留米南ショッピングセンター
(2) 所在地 久留米市大善寺町宮本456
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー古賀店

(2) 所在地 古賀市中央四丁目1-1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 筑後市大字山ノ井字扇田737番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄三丁目113番外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー光が丘店

(2) 所在地 筑紫野市光が丘四丁目 1 番 1 号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年4月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年3月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 森林都市ショッピングセンター

(2) 所在地 宗像市自由が丘三丁目12番4

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

合同会社西友
代表社員 株式会社西友ホールディングス
職務執行者 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
外 1 者

株式会社西友
代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号
外 1 者

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した令和2年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和3年11月福岡県選挙管理委員会告示第254号）の一部を、次のとおり改める。

令和4年4月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

令和2年分収支報告書の要旨中、日本共産党筑豊地区委員会の項を次のとおり改める

。

173 日本共産党筑豊地区委員会

報告年月日	03.02.22		
1 収入総額	30,938,142		
2 支出総額	30,938,142		
3 本年収入の内訳	27,452,144		
個人の党費・会費		1,004,971	
寄附	(1355人)		
個人分	21,574,442		
政治団体分	5,662,527		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	15,911,915		
日本共産党福岡県委員会	8,202,239		
その他の収入	8,202,239		
一件十万円未満のもの	156,490		
4 支出の内訳	156,490		
経常経費	5,661,981		
人件費	3,910,802		
光熱水費	154,155		
備品・消耗品費	617,133		
事務所費	979,891		
政治活動費	21,790,163		
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	1,610,823		
組織活動費	4,112,012		
機関紙誌の発行その他の事業費	87,507		
宣伝事業費	87,507		
調査研究費	67,906		
寄附・交付金	1,610,823		
その他の経費	15,911,915		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
池田早智子	100,000	千葉県	柏市
石橋美入	77,000	直方市	
市川進	52,400	飯塚市	
岡田啓助	200,000	田川市	
柿田孝子	300,000	田川市	
桂川直喜	64,500	直方市	
川上典子	400,000	飯塚市	
西藤俊一	70,000	鞍手郡	鞍手町
佐藤彰	300,000	田川市	
相良照代	59,000	直方市	
良崎和也	55,000	直方市	
田須みゆり	200,000	田川郡	福智町
那須和也	109,800	直方市	
野上芳江	250,000	田川郡	川崎町
広瀬早美	69,000	鞍手郡	小竹町
藤嶋嘉樹	88,000	宮若市	
水野秀樹	305,000	直方市	
宮野一男	104,000	鞍手郡	小竹町
吉川紀代子	55,400	嘉穂郡	桂川町
吉国裕信	52,400	嘉麻市	
吉渡フミカ	52,400	嘉麻市	
渡辺和幸	223,000	直方市	
年間五万円以下のもの	2,475,627		
〔政治団体分〕			
日本共産党福岡県委員会	15,911,915	福岡市	博多区
6 資産等の内訳			
〔土地〕			
直方市			
飯塚市	1,100,000	昭和58.03.30	210.41㎡
田川市	3,800,000	平成20.11.04	121.95㎡
田川市	150,000	昭和44.09.12	168.52㎡
〔建物〕			
直方市	3,521,915	平成27.02.19	224.77㎡、0.16㎡
田川市	7,190,000	昭和58.03.30	89.98㎡×2
	150,000	昭和44.09.12	1 F 144.62㎡
			2 F 115.70㎡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第87号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37号第1項の規定に基づき、運転免許の効力の停止等の処分量定基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和4年4月12日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する基準

運転免許の効力の停止等の処分量定基準（案）

2 意見募集期間

令和4年4月1日から同月30日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。